

出店に関する注意事項等

下記の事項を確認の上、事業者登録申請をお願い致します。

1. 申込時には必ず保健所による販売物に応じた営業許可証の写しを提出すること。
2. 食品衛生責任者の証明書の写しを提出すること。
3. PL 保険（生産物賠償保険）等に参加していること。※食品衛生に十分注意し、提供した食品について、食中毒やその他一切の自己の責任を負い、万が一食中毒を発生させた場合に備え、適切な保険に加入し、補償に対しても万全を期すこと。
4. 出店に伴う販売トラブル、盗難、破損、怪我、食中毒、その他事項等に関して、管理事務所は責任を負いません。出店者にて責任を負うこと。
5. 商品には表示(製造日時、消費期限または賞味期限、アレルギー食品等)をつけて販売して下さい。
6. 取り扱う食品に適した方法で保管・保存して下さい。
7. 生もの等の衛生上不適切であると管理事務所が判断した食品については販売を禁止します。
※例：刺身、すし等
8. 必要であれば給水・排水タンクを設置して下さい。
9. 消火器を設置して下さい。
- 1 0. 調理設備の周囲に可燃物(ダンボールや燃料等)を置かないで下さい。
※上 1m 以上、横 15 cm 以上はなすこと。
- 1 1. ガスボンベは直射日光を避け、転倒防止措置をとって下さい。
- 1 2. 火気器具を設置する台は、不燃性又は不燃措置を施したものを使用して下さい。
- 1 3. ボンベと火気使用場所は 2m 以上離して下さい※離れていない場合は、ボンベ周辺を不燃材料（金属板など）で遮へいする。
- 1 4. 燃料の保管場所は【火気から離れている・通気が良い・出店者以外の者が触れる事がない】所でお願いします。
- 1 5. 簡易型コンロを並べて使用しないで下さい。
- 1 6. 発電機は火気を使用する器具から 2m 以上離して設置して下さい（消火器を設置すること）。
※燃料補給の際は必ずエンジンを停止させ、換気良好な安全な場所で行うこと。
- 1 7. 強風による看板等の転倒・飛散が考えられるものについては重り等による安全対策を実施してください。
- 1 8. トラブル防止のため、出店者同士の直接の声掛けや注意又は価格調整は禁止する。